



# 日EU・EPAに基づく関税に関する便益が適用された場合 の輸入加糖調製品の取扱いについて

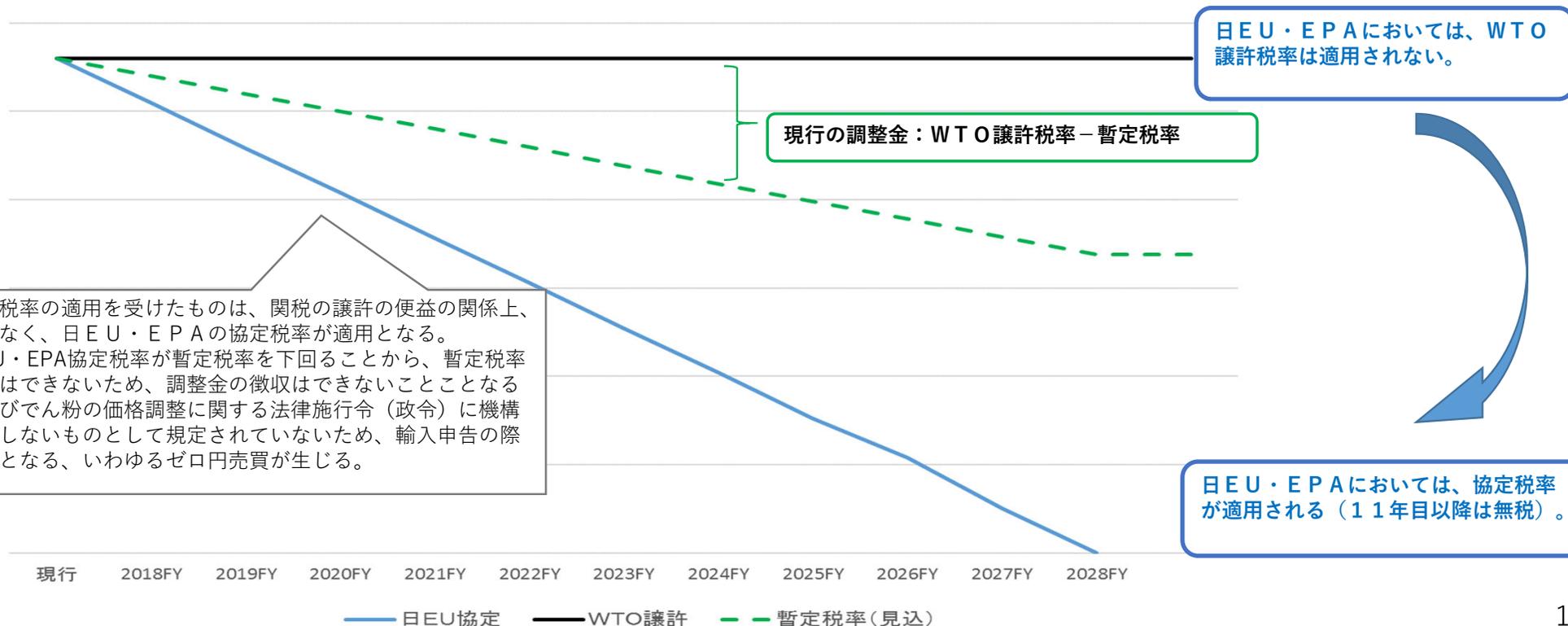
令和6年4月

## 1-1. 調整金がゼロ円となる売買

- 適用ライン：H S 1806.20-121、H S 2101.11-110及びH S 2106.10-219の3ライン
- 日EU・EPAにおいて、関税の譲許の便益の関係上、協定税率より暫定税率の方が高いことから、暫定税率を適用することはできないため、調整金の徴収はされないこととなる。
- 一方、当該3ラインは砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第24条の4に機構への売渡しを要しないものとして規定されていないことから、輸入申告の際に承諾書は必要となるため、調整金がゼロ円となる売買が発生する。

【例：ココア調製品 HS1806.20-121】

(税率%)



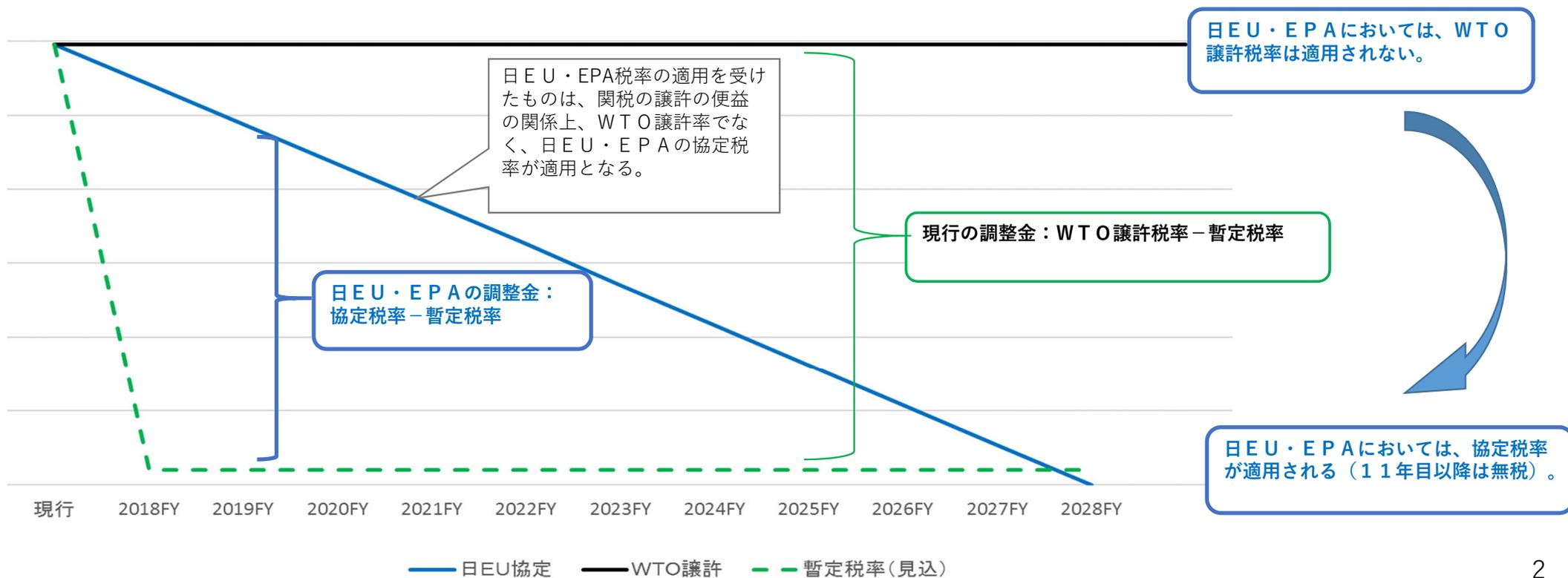
日EU・EPA税率の適用を受けたものは、関税の譲許の便益の関係上、WTO譲許率でなく、日EU・EPAの協定税率が適用となる。このため、日EU・EPA協定税率が暫定税率を下回ることから、暫定税率を適用することはできないため、調整金の徴収はできないこととなるものの、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（政令）に機構への売渡しを要しないものとして規定されていないため、輸入申告の際に承諾書が必要となる、いわゆるゼロ円売買が生じる。

## 1-2. 調整金の徴収上限額が通常（WTO譲許税率）ではなく協定税率となるもの

- 適用ライン：H S 1806.20-112、H S 1806.32-212及びH S 1806.90-212の3ライン
- 日EU・EPAにおいて、関税の譲許の便益の関係上、EU産として原産地規則を満たすものについてはWTO譲許税率でなく、日EU・EPA協定税率が上限となる。
- 11年目以降は、協定税率がゼロとなることから無税（調整金を含む）となる。

【ココア調製品：H S 1806.20-112、H S 1806.32-212及びH S 1806.90-212】

(税率%)



### 1-3. 日EU・EPAに基づくEU産の輸入加糖調製品6ラインの取扱いについて

- 下記の6ラインについては、日EU・EPAに基づく関税に関する便益が適用された場合、通常の売買と異なることとなる。

品目	HSコード		適用（注1）	調整金（2024FY）	区分（注2）	
ココア調製品	1806.20-121	2 kg超、液・粉・粒状のもの	日EU・EPA	▶ 協定税率10.2% - 暫定税率20.9% = △10.7%（0円）	ゼロ円売買	
			通常	▶ 譲許税率28.0% - 暫定税率20.9% = 7.1%		
	1806.20-112	2 kg超、塊・板・棒・ペースト状のもの	日EU・EPA	▶ 協定税率10.8% - 暫定税率 1.0% = 9.8%	軽減売買	
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
	1806.32-212	2 kg以下、塊・板・棒のもの	日EU・EPA	▶ 協定税率10.8% - 暫定税率 1.0% = 9.8%		
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
	1806.90-212	2 kg以下、液・粉・粒状・ペースト状のもの	日EU・EPA	▶ 協定税率10.8% - 暫定税率 1.0% = 9.8%		
			通常	▶ 譲許税率29.8% - 暫定税率 1.0% = 28.8%		
コーヒー調製品	2101.11-110	コーヒーのエキス・エッセンス・濃縮物	日EU・EPA	▶ 協定税率9.6% - 暫定税率9.7% = △0.1%（0円）		ゼロ円売買
			通常	▶ 譲許税率24.0% - 暫定税率9.7% = 14.3%		
その他調製品	2106.10-219	タンパク質濃縮物、ミルク成分30%未満	日EU・EPA	▶ 協定税率7.6% - 暫定税率7.7% = △0.1%（0円）		
			通常	▶ 譲許税率21.0% - 暫定税率7.7% = 13.3%		

注1：日EU・EPA協定税率を適用するためには、協定書に規定する原産地規則を満たすことを充足する原産品申告書等の提出が必要。

注2：区分欄のゼロ円売買とは調整金がゼロ円で承諾書を発行するもの。軽減売買とは調整金の徴収上限がWTO譲許税率ではなく協定税率が適用され、通常と比べ調整金が軽減されるもの。

## 2. 日EU・EPAにおける原産地規則

- 日EU・EPAにおいては、テキスト第3章 原産地規則及び原産地手続に規定。
- この章の第3・2条原産品の要件において、次の3つの製品のいずれかであって、要件を充足すれば「原産品」にあたりと定めている。

### (A) 【完全に得られる産品】

次条（第3・3条）に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

### (B) 【締約国の原産材料のみから生産される産品】

日本又はEUの領域において原産材料のみから生産される産品

### (C) 【実質的変更基準を満たす産品】

日本又はEUの領域において非原産材料を使用して生産される産品であって、付属書3－B品目別原産地規則（PSR）に定める全ての関連する要件を満たすもの

## 第18類 ココア及びその調製品の品目別原産地規則（PSR）

類（上位2桁）の変更=CC (Change in Chapter)  
 項（上位4桁）=CTH (Change in Tariff Heading)  
 号（上位6桁）=CTSH (Change in Tariff Sub-Heading)

品目名（産品）	原産地規則	変更基準
18.06 チョコレート その他のココアを含有する調製食料品	第18類第6項への産品は、 <b>CTH（他の項（4桁レベル）の材料からの変更）</b> 。ただし、次のすべての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第4類及び第19類第1項の非原産材料の総重量が産品の重量の10%を超えないこと。 生産において使用される第17類第1項及び第2項の非原産材料の総重量が産品の重量の30%を超えないこと。	関税分類

第17.01項（砂糖）



+

第18.05項（ココア粉）



= 第18.06項（加糖ココア粉）

参考：第三・六条許容限度

1 産品の生産において使用される非原産材料が付属書三Bに定める要件を満たさない場合において、次のときは、当該産品は、締約国の原産品とみなす。

(a)統一システムの第一類から第四九類まで又は第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、全ての非原産材料の価額が当該産品の工場渡しの価額又は本船渡しの価額の十パーセントを超えないとき。

## 2. 日EU・EPAにおける原産地規則（つづき）

- 商品1個当たりの重量が1キログラムのもので以下の配合率のものを例にとると、
  - ・ 砂糖の非原産品の使用割合が300グラム未満、
  - ・ 全脂粉乳（乳製品）の非原産品の使用割合が100グラム未満のものであれば、品目別原産地規則（PSR）を満たすことが可能。

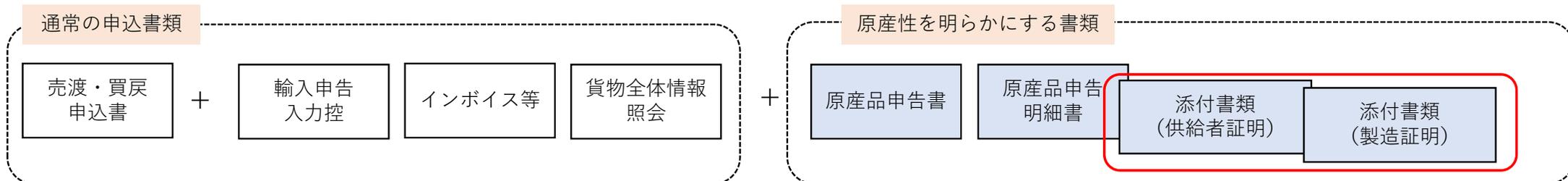
成分表	比率	分類	重量	非原産割合
砂糖	60%	17類第1項	600グラム	1000グラム×30%を超えない=300グラム以下
ココアバター	20%	18類	200グラム	—
全脂粉乳	15%	4類	150グラム	1000グラム×10%を越えない=100グラム以下
カカオマス	4%	18類	40グラム	—
香料	1%	33類	10グラム	—
計			1000グラム	

## 3-1. 輸入加糖調製品売買要領の改正ポイント

- 日EU・EPA税率の適用を受けて輸入加糖調製品の売渡しの申込み（ゼロ円売買と軽減売買）を行う場合に対応するため、輸入加糖調製品売買要領の一部改正を行った。
- 改正ポイントは以下のとおり。

	項目	条文	改正の内容
1	● ゼロ円売買への対応	● 第4条第3項第7号	● 日EU・EPA税率の適用の適否については、税関が判断することから税関に提出する書類（原産品申告書及び原産品申告明細書（関係書類を含む）を売渡・買戻申込書の添付書面として規定。
2	● 軽減売買への対応	● 第4条第3項第8号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● HS1806.20-112、HS1806.32-212及びHS1806.90-212ラインについては、税関は原産国に関わらず暫定税率のみを徴収することとなる。</li> <li>● 日EU・EPA税率の適用の適否については、機構が確認することから機構が定める原産品申告書（別紙第3号－1様式）及び原産品明細書（別紙第3号－2様式）を売渡・買戻申込書の添付書面として規定。</li> <li>● 原産品明細書には、原産性の基準を満たすことの説明（原産材料及び非原産材料の割合等）を確認できる供給者証明や製造証明を添付することとした。</li> </ul>
3	● 契約の変更	● 第21条第1項	● 日EU・EPA税率の適用される原産地が、輸入加糖調製品の売渡しの際と輸入申告又は輸入許可の時点で変更になった場合、調整金の額が変更になることから契約の変更の規定に原産地を追加。
4	● 原産性の確認	● 第24条	● 2の軽減売買において機構が日EU・EPA税率の適用の適否を確認する場合、輸入者に原産性の確認を求め、逆に輸入者の求めに応じ機構が原産性の確認結果を回答することが想定されることから、その旨の規定。
5	● 売渡・買戻申込書	● 注意書き	● 日EU・EPA税率の適用を受ける場合は、売渡・買戻申込書の適用欄に「EU」と記載することを規定。

### 3-2. 原産性を明らかにする書類



- 原産品申告明細書には、輸入者が提供できる範囲において供給者証明（サプライヤー証明）及び製造者証明（これらは新たに資料を作成するものではなく、可能な限り既存の資料に基づくもの）を添付。
- インボス、契約書、製造工程表、原産と非原産材料の割合が記載された総仕分表のようなものを想定。

	区分	位置づけ	記載事項	様式
1	● 供給者証明	● 砂糖、ココア、乳製品等の材料の原産と非原産地の割合を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加糖調製品製造事業者（ブレンダー）への仕入書の番号、納品の日付、納品した材料の数量</li> <li>● 納品した材料の重量ベースでの原産と非原産の割合</li> <li>● 供給者証明の作成者の名称・氏名（印又は署名）</li> </ul>	● 任意様式
2	● 製造者証明	● 供給者証明に基づき仕入れた材料を基に、輸出した加糖調製品を製造したこと及び原産地規則を充足していることを証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給者（原料製造者又は納入業者）からのインボイスに基づく仕入れの番号、納品の日付、納品した材料の数量</li> <li>● 商品のイングレ（含糖率登録済みの商品は省略可）、商品名・商品番号及び製造数量（当該商品のロット番号等のトレースできるものを含む）</li> <li>● 製造者証明の作成者の名称・氏名（印又は署名）</li> </ul>	● 任意様式

### 3-3. 売渡・買戻申込書（記載例）

- H S 1806.20-121、H S 2101.11-110及びH S 2106.10-219の3ラインは、売買差額がゼロ円となる。
- H S 1806.20-112、H S 1806.32-212及びH S 1806.90-212の3ラインは、売買差額が通常と比べ軽減される。
- 日EU・EPA税率の適用を受けるものは、原産地欄に原産品申告明細書に記載した原産地を記載するとともに、適用欄に「EU」と記載。一方、適用を受けないものは、適用欄に「-」を記載。

(別紙第3号様式)

#### 輸入加糖調製品売渡し及び買戻し申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

年 月 日

通知者	輸入申告者	申込者	
名称	名称	住所 名称 役職・氏名	(印)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入加糖調製品を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入加糖調製品売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、買入・売戻契約の変更が必要となることについて了知します。

記

加糖調製品糖平均輸入価格	加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	保税地域 (コード)	売買差額合計
115,341円	1月1日から3月31日まで	東京税関本関	平成31年2月1日	111 2222 3333	〇〇〇〇	139,750円

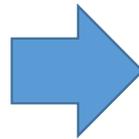
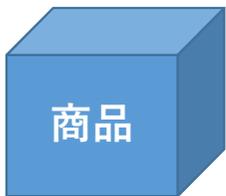
	種類	統計品目番号	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準となるべき価格	原産地	-	適用
				単価	金額	単価	金額					
1	ココア調製品	1806.20-121	0.250M/T	239,045円	59,761円	239,045円	59,761円	0円	250,000円	フランス		EU
2	ココア調製品	1806.20-121	0.250M/T	239,045円	59,761円	249,045円	62,261円	2,500円	250,000円	フランス		-
3	ココア調製品	1806.32-212	0.500M/T	448,506円	224,253円	579,006円	289,503円	65,250円	250,000円	ベルギー		EU
4	ココア調製品	1806.32-212	0.500M/T	448,506円	224,253円	592,506円	296,253円	72,000円	250,000円	ベルギー		-
5												

## 4. 売買用Webサイトからの申込方法における変更点

### ステップ1

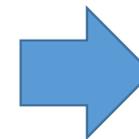
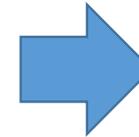
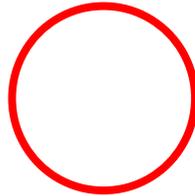
含糖率の登録情報が  
EU加盟国である商品

含糖率登録時は、EU産  
の原産地規則を満たすか  
どうかは「不明」のため、  
自動で含糖率の適用が  
「不明」と表示。



### ステップ2

機構又は税関による判断  
(機構への含糖率登録及び売買申込み  
の際並びに税関への輸入申告の際に原  
産品申告書類等で判断)



### ステップ3

ゼロ円売買又は軽減売買

※含糖率の適用欄が「適用」  
と表示。

通常の売買

※含糖率の適用欄が「非適用」  
と表示。

## 輸入加糖調製品 売買申込編集

## 3. 輸入申告する物品

1

物品削除

HSコード・糖種 <small>必須</small>	1806.20-112 : ココア調製品 (塊・板・棒・ペースト状) (2kg以上) <input type="checkbox"/>
原産地 <small>必須</small>	フランス <input type="checkbox"/>
売買数量 (輸入申告数量) <small>必須</small>	<input type="text"/> M/T
CIF価格 <small>必須</small>	<input type="text"/> 円
砂糖含有率 (加重平均)	

含糖率(加重平均)を計算するため商品別数量を入力してください

<small>必須</small>		含糖率一覧									
数量(M/T)	含糖量(M/T)	番号	商品名	商品コード	含糖率(%)	原産地	日EU	証明日	製造メーカー	備考	
<input type="text"/>		14	cocoa paste1	cocoa paste1	56.00	ベルギー	非適用				
<input type="text"/>		15	cocoa paste2	cocoa paste2	56.00	フランス	適用				
<input type="text"/>		23	cocoa paste3	cocoa paste3	55.00	フランス	不明				
合計		含糖率 (加重平均)				0					

**New**

申し込む物品が多い場合、入力欄を追加できます。

選択されたHSコード・糖種の詳細入力欄を表示します。

入力された物品内容で、価格を計算します。

- 売買申込ページの含糖率選択画面に「日EU」欄が追加されます。  
※商品の状態は含糖率管理画面から確認することもできます。
- 商品の状態は「適用」「非適用」「不明」の3種類です。
- 「適用」の商品は、調整金が免除又は軽減されます。  
※「適用」の商品であっても、税関が輸入申告時に「日EU・EPAの関税の譲許の便益を受けることができない」と判断した場合は、調整金を追納して頂く場合があります。
- 統計品目番号や原産品の申告状況に応じて運用が異なります。「非適用」又は「不明」の商品で、調整金の免除又は軽減を受けたい場合は、前広にご相談ください。